【K-030号】加入者月別掛金額登録・変更届　記入要領

記入例①

5月受付で掛金額を変更するケース
（拠出限度額が月額23,000円の場合）

加入者月別掛金額登録・変更届

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。　●生年月日の年号に☑レ点をご記入ください。
●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
●この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。

必ず申出者がご署名ください。

1.申出者

氏名（自署）	フリガナ　ネンキン　イチロウ 年金　一郎	基礎年金番号	1234－5678 90
		生年月日	☑昭和5　☑平成7　4年 9月 10日 6日

●企業型確定拠出年金に加入している方は、この届書を提出することはできません。
●毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
●掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
●掛金納付は資格喪失月までとなります。資格喪失月以降の掛金の納付はできません。
　例えば、10月に資格を喪失した方が、年1回9月分で納付（10/26引落）する場合、当年の拠出ができますが、年1回11月分で納付（12/26引落）する場合は、拠出ができません。
●拠出限度額と掛金額との差額分は、拠出単位期間内に限り繰り越すことが可能です。
※ただし、拠出単位期間内に企業型確定拠出年金に加入していた期間がある方は、加入期間中の拠出限度額との差額を繰り越すことはできません。

「納付済」欄について
●既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について
●掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
●申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2.当年の掛金額の指定

当年【令和　1 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落（前年12月分）	23,000 円	円
2月26日引落（1月分）	23,000 円	円
3月26日引落（2月分）	23,000 円	円
4月26日引落（3月分）	23,000 円	円
5月26日引落（4月分）	23,000 円	円
6月26日引落（5月分）	23,000 円	円
7月26日引落（6月分）	円	0 円
8月26日引落（7月分）	円	46,000 円
9月26日引落（8月分）	円	0 円
10月26日引落（9月分）	円	0 円
11月26日引落（10月分）	円	0 円
12月26日引落（11月分）	円	92,000 円
合計		138,000 円

3.翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和　2 年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落（前年12月分）	0 円
2月26日引落（1月分）	0 円
3月26日引落（2月分）	0 円
4月26日引落（3月分）	92,000 円
5月26日引落（4月分）	0 円
6月26日引落（5月分）	0 円
7月26日引落（6月分）	0 円
8月26日引落（7月分）	92,000 円
9月26日引落（8月分）	0 円
10月26日引落（9月分）	0 円
11月26日引落（10月分）	0 円
12月26日引落（11月分）	92,000 円
合計	276,000 円

記入例②

6月受付で新規加入し年1回12月引落で掛金額を拠出するケース
（拠出限度額が月額23,000円の場合）

加入者月別掛金額登録・変更届

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。　●生年月日の年号に☑レ点をご記入ください。
●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
●この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。

必ず申出者がご署名ください。

1.申出者

氏名（自署）	フリガナ　ネンキン　イチロウ 年金　一郎	基礎年金番号	1234－5678 90
		生年月日	☑昭和5　☑平成7　4年 9月 10日 6日

●企業型確定拠出年金に加入している方は、この届書を提出することはできません。
●毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
●掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
●掛金納付は資格喪失月までとなります。資格喪失月以降の掛金の納付はできません。
　例えば、10月に資格を喪失した方が、年1回9月分で納付（10/26引落）する場合、当年の拠出ができますが、年1回11月分で納付（12/26引落）する場合は、拠出ができません。
●拠出限度額と掛金額との差額分は、拠出単位期間内に限り繰り越すことが可能です。
※ただし、拠出単位期間内に企業型確定拠出年金に加入していた期間がある方は、加入期間中の拠出限度額との差額を繰り越すことはできません。

「納付済」欄について
●既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について
●掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
●申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2.当年の掛金額の指定

当年【令和　1 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落（前年12月分）	円	円
2月26日引落（1月分）	円	円
3月26日引落（2月分）	円	円
4月26日引落（3月分）	円	円
5月26日引落（4月分）	円	円
6月26日引落（5月分）	円	円
7月26日引落（6月分）	円	0 円
8月26日引落（7月分）	円	0 円
9月26日引落（8月分）	円	0 円
10月26日引落（9月分）	円	0 円
11月26日引落（10月分）	円	0 円
12月26日引落（11月分）	円	138,000 円
合計		138,000 円

3.翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和　2 年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落（前年12月分）	0 円
2月26日引落（1月分）	0 円
3月26日引落（2月分）	0 円
4月26日引落（3月分）	0 円
5月26日引落（4月分）	0 円
6月26日引落（5月分）	0 円
7月26日引落（6月分）	0 円
8月26日引落（7月分）	0 円
9月26日引落（8月分）	0 円
10月26日引落（9月分）	0 円
11月26日引落（10月分）	0 円
12月26日引落（11月分）	276,000 円
合計	276,000 円

【K-030号】加入者月別掛金額登録・変更届　記入要領

注意事項

- この届書は以下の届書において、掛金額区分で「納付月と金額を指定して納付します」を選択した場合に添付する書類です。
  - ・個人型年金加入申出書（K-001号）
  - ・個人型年金加入申出書（第2号被保険者（65歳以上75歳未満）新規・継続加入用）（K-002号）
  - ・加入者掛金額変更届（第1号被保険者用）付加保険料納付等に関する届（K-009A号）
  - ・加入者掛金額変更届（第3号被保険者用）（K-009C号）
  - ・加入者掛金額変更届（任意加入被保険者用）付加保険料納付等に関する届（K-009D号）
  - ・加入者被保険者種別変更届（第1号被保険者用）（K-010A号）
  - ・加入者被保険者種別変更届（第3号被保険者用）（K-010C号）
  - ・加入者被保険者種別変更届（任意加入被保険者用）（K-010D号）
  - ・加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）（K-032号）【(6)掛金額区分・掛金額の変更】

- 「納付月と金額を指定して納付します」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月定額とは異なる掛金額を納付する方法を指します。

- 「指定した納付月のみ掛金を納付する」とは、「数ヵ月分の掛金を、特定の月にまとめて納付する」というパターンです。
  （例）
  1/26引落（１２月分）～5/26引落（４月分）には納付を行わず、
  6/26引落（５月分）の納付と合わせて１２月分～４月分の掛金をまとめて納付する。

- 「毎月定額とは異なる掛金額を納付する」とは、「掛金を毎月納付するが、特定の月だけ掛金を増額する、減額する」というパターンです。
  （例）
  10,000円を毎月納付するが、6/26引落（５月分）と12/26引落（１１月分）では増額し、20,000円を納付する。

- 企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等（※1）に加入している方は、この届書を提出することはできません。
  ※ただし、指定した納付月のみ掛金を納付、または毎月異なる掛金額を納付していた企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等（※1）の加入者は、定額納付に変更する場合、提出が必要となることがあります。

  （※1）確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度

- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。

- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。

- 記入内容に不備があった場合は手続きが遅延することがあります。

- 口座の残高不足等で掛金の引落ができなかった場合は、掛金は未納という扱いになります。
  掛金の引き落しが一時停止の状態である場合も、同じ取り扱いとなります。

- 掛金を納付する予定に対し、納付が行われなかった場合、その月は期間（通算拠出期間、老齢一時金裁定時の勤続期間）を計算するにあたり、期間計算上対象外となります。
  7/26引落（６月分）～12/26引落（１１月分）の掛金を、12/26引落でまとめて納付する予定に対し、実際には納付が行われなかった場合、６月～１１月は「未納」となり、期間計算上除外となります。

- 引落は毎月２６日です。ただし、休業日の場合は翌営業日となります。

- 掛金の納付方法で「事業主払込」を選択している方は、当該届書の控え（コピー）を事業主に提出してください。

- 拠出限度額（月額）
  〇第１号被保険者、任意加入被保険者の方の拠出限度額（月額）
  拠出限度額は付加保険料の納付の有無、国民年金基金への加入状況によって異なります。
  ①拠出限度額：68,000円
  付加保険料を納付していない方、かつ、国民年金基金に加入していない方
  ②拠出限度額：67,000円（ただし、年間拠出限度額の計算上は67,600円）
  付加保険料を納付している方
  ③拠出限度額：68,000円から国民年金基金の掛金月額を引いた額
  国民年金基金に加入している方
  （例として、国民年金基金の掛金月額が15,000円である場合、53,000円となります。）

  〇第２号被保険者の方の拠出限度額（月額）
  拠出限度額は、23,000円になります。
  加入状況コード「00：他に企業年金制度なし（厚生年金にのみ加入）」以外の方は、
  この届書を提出することはできません。

  〇第３号被保険者の方の拠出限度額（月額）
  拠出限度額は、23,000円になります。

【K-030号】加入者月別掛金額登録・変更届　記入要領

1.申出者

●基礎年金番号
・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

●被保険者の種別
該当する□にレ点を記入してください。
・第1号被保険者
・第2号被保険者のうち、企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等
（確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度）のいずれにも加入していない方
（00：他に企業年金制度なし（厚生年金にのみ加入）の方）
・第3号被保険者

※任意加入被保険者で月別指定での納付（年単位拠出）を希望される場合、掛金額設定するうえで、一定の制約がありますので、事前に運営管理機関にご相談ください。

2.当年の掛金額の指定

●当年【令和　　年】
・必ず記入してください。
・「当年」とは、○月分から掛金額を変更する場合、その○月分の掛金引落月の属する年を指します。
6/26引落（5月分）から掛金額を変更する場合は、引落月である6月の属する年を指します。
・年内であれば、拠出限度額に満たなかった掛金額の差額を繰り越すことができます。ただし、当年の差額を翌年に繰り越すことはできません。また、未納分の掛金は繰り越すことはできません。

◇掛金額
・掛金額欄の記入は、掛金額の変更を希望する月以降の欄から記入してください。
・加入を申出る場合、掛金の引落は加入を申出た月の翌々月からとなります。加入を申出た月分の欄には必ず「0」を記入するものとし、加入を申出た月の翌月分以降から掛金額を指定してください。
（例）
・4月に新規に加入を申出る場合、「5/26引落(4月分)」の欄には「0」を記入し、「6/26引落(5月分)」以降の欄に掛金額を記入します。
・既に加入しており、「5/26引落(4月分)」から掛金額の変更を希望する場合は、「5/26引落（4月分）」以降の欄から記入してください。
・指定した納付月に掛金をまとめて納付する場合は、納付しない月の掛金額欄に「0」を記入してください。
・「12/26引落（11月分）」には、必ず5,000円以上の掛金額を指定してください。
（例）
・6/26引落に、前年12月分～5月分の掛金をまとめて納付する場合、1/26引落（前年12月分）～5/26引落（4月分）の欄には「0」を記入します。
・1ヵ月分の最低掛金額は、5,000円です。数ヵ月分の掛金をまとめて納付する場合は、「5,000円×月数＝最低掛金額」となります。
・加入を申出る場合、月数には必ず加入を申出た月を含めてください。
（例）
・6/26引落に、前年12月分～5月分（6ヵ月分）の掛金をまとめて納付する場合、最低掛金額は「5,000円×6＝30,000円」となります。
・4月に新規に加入を申出て、12/26引落に4月分～11月分（8ヵ月分）の掛金をまとめて納付する場合、最低掛金額は「5,000円×8＝40,000円」となります。

・掛金の納付は、資格喪失月までとなります。資格喪失月の翌月以降は納付できません。
（例）65歳の誕生日を迎えられることにより、資格喪失する場合
10月15日誕生日の方は、10/26引落まで
10月1日誕生日の方は、9/26引落まで（法律上、誕生日前日に年齢が加算されるため）
・第1号被保険者、任意加入被保険者の方で付加保険料を納付されている方、国民年金基金（以下、基金）に加入している方は、拠出限度額（月額）の考え方が以下のとおりとなります。
（例1）付加保険料を納付しており、掛金を毎月定額で納付する場合
68,000円－400円(付加保険料)＝67,600円
⇒　1,000円単位の納付となるため、67,000円

（例2）付加保険料を納付しており、掛金を12ヵ月分まとめて納付する場合
68,000円－400円(付加保険料)＝67,600円
67,600円×12＝811,200円
⇒　1,000円単位の納付となるため、811,000円

（例3）基金の掛金月額が25,500円であり、個人型確定拠出年金の掛金を毎月定額で納付する場合
68,000円－25,500円(基金の掛金額)＝42,500円
⇒　1,000円単位の納付となるため、42,000円

（例4）基金の掛金月額が25,500円であり、個人型確定拠出年金の掛金を12ヵ月分まとめて納付する場合
68,000円－25,500円(基金の掛金額)＝42,500円
42,500円×12＝510,000円　⇒　510,000円

3.翌年以降の掛金額の指定

●翌年【令和　　年】以降
「2. 当年の掛金額の指定」で記入した年の翌年を記入してください。

◇掛金額
・「当年【令和　年】」をご参照ください。
・当年と掛金を納付する回数、掛金を納付する月、掛金額が異なっても問題ありません。
・ただし、必ず1/26引落（前年12月分）から記入してください。
・12/26引落（11月分）には、必ず5,000円以上の掛金額を指定してください。

◇合計
1/26引落（前年12月分）～12/26引落（11月分）の掛金額欄の合計を記入してください。

(1)毎月納付し、特定の月のみ掛金額を増額するパターン

（例）
・第3号被保険者で、毎月20,000円を納付、6/26引落(5月分)と12/26引落(11月分)は38,000円を納付
・年の始めである1/26引落(前年12月分)から申請

N年1/26引落からの申請なので、N年と記入

6/26引落、12/26引落の掛金額欄には38,000円と記入(※1)

当年【N年】

引落日	1/26引落（前年12月分）	2/26引落（1月分）	3/26引落（2月分）	4/26引落（3月分）	5/26引落（4月分）	6/26引落（5月分）	7/26引落（6月分）	8/26引落（7月分）	9/26引落（8月分）	10/26引落（9月分）	11/26引落（10月分）	12/26引落（11月分）	合計額
掛金額	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	38,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	38,000円	276,000円
納付済	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

納付済欄には、何も記入しないでください。

1/26引落～5/26引落、7/26引落～11/26引落の掛金額欄には20,000円と記入

1/26引落～12/26引落の掛金の合計額を記入

(※1)6/26引落(5月分)の拠出限度額は、23,000円(拠出限度額の月額)に1/26引落(12月分)～5/26引落(4月分)の繰り越し額が加算され、38,000円となります。(12/26引落も同じ考え方)
(23000－20000)×5　＝　15000　←　1/26引落(12月分)～5/26引落(4月分)の拠出限度額に満たなかった差額(6/26引落への繰り越し額)

【K-030号】加入者月別掛金額登録・変更届　記入要領

(2)特定の月のみ掛金額を納付するパターン

(例)
・第3号被保険者で、数ヵ月分をまとめて納付(年2回で、6/26引落と12/26引落で各138,000円)
・年の始めである1/26引落(前年12月分)から申請

N年1/26引落からの申請なので、N年と記入

6/26引落の掛金額欄には1/26引落～6/26引落の6ヵ月分の掛金額として138,000円と記入 (※2)
12/26引落の掛金額欄には7/26引落～12/26引落の6ヵ月分の掛金額として138,000円と記入 (※2)

当年【N年】

引落日	1/26引落(前年12月分)	2/26引落(1月分)	3/26引落(2月分)	4/26引落(3月分)	5/26引落(4月分)	6/26引落(5月分)	7/26引落(6月分)	8/26引落(7月分)	9/26引落(8月分)	10/26引落(9月分)	11/26引落(10月分)	12/26引落(11月分)	合計額
掛金額	0円	0円	0円	0円	0円	138,000円	0円	0円	0円	0円	0円	138,000円	276,000円
納付済	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

納付済欄には、何も記入しないでください。

1/26引落～5/26引落を6/26引落、7/26引落～11/26引落を12/26引落にまとめて納付するので、6/26引落と12/26引落以外の掛金額欄には0円と記入

1/26引落～12/26引落の掛金の合計額を記入

(※2)6/26引落(5月分)の拠出限度額は、23,000円(拠出限度額の月額)に1/26引落(12月分)～5/26引落(4月分)の繰り越し額(5ヵ月分の拠出限度額)が加算され、138,000円となります。
(12/26引落も同じ考え方)

23000×5　＝　115000　←　1/26引落(12月分)～5/26引落(4月分)の拠出限度額に満たなかった差額(6/26引落への繰り越し額)

(3)年の途中で掛金額を変更するパターン

(例)
・第3号被保険者で、6/26引落(5月分)まで毎月定額で23,000円を納付
・7/26引落(6月分)から額変更し、数ヵ月分をまとめて納付で申請(6月～11月分を12/26引落で納付)

N年と記入

1/26引落～6/26引落の掛金額欄には、何も記入しないでください。

12/26引落の掛金額欄には138,000円と記入(※3)

当年【N年】

引落日	1/26引落(前年12月分)	2/26引落(1月分)	3/26引落(2月分)	4/26引落(3月分)	5/26引落(4月分)	6/26引落(5月分)	7/26引落(6月分)	8/26引落(7月分)	9/26引落(8月分)	10/26引落(9月分)	11/26引落(10月分)	12/26引落(11月分)	合計額
掛金額	円	円	円	円	円	円	0円	0円	0円	0円	0円	138,000円	138,000円
納付済	23,000円	23,000円	23,000円	23,000円	23,000円	23,000円	円	円	円	円	円	円	

1/26引落～6/26引落まで毎月23,000円納付していたので、納付済欄には、各月23,000円と記入

7/26引落～11/26引落の掛金額欄には0円と記入

1/26引落～12/26引落の掛金額の合計を記入(納付済は含めない)

(※3)12/26引落(11月分)の拠出限度額は、23,000円(拠出限度額の月額)に7/26引落(6月分)～11/26引落(10月分)の繰り越し額が加算され、138,000円となります。
23000×5　＝　115000　←　7/26引落(6月分)～11/26引落(10月分)の拠出限度額に満たなかった差額(12/26引落への繰り越し額)

掛金額変更時についての注意事項及び例を以下に記載します。

・当年中に、当年の掛金額及び翌年の掛金額について掛金額変更を行うことができます。
・当年中に、翌年の掛金額について掛金額変更を行った場合でも、翌年に改めて掛金額変更を行うことができます。
・当年中に翌年の掛金額について掛金額変更を行った場合、その後、当年中に当年の掛金額について掛金額変更を申し出ることはできません。(掛金額変更は年に1回のみ)

(例1)当年中に、当年の掛金額及び翌年の掛金額について掛金額変更を行い、翌年にまた掛金額変更を行うパターン

①N年4月に、N年6月26日引落分(5月分)からの掛金額について掛金額変更を行った。

	引落日	1/26引落(前年12月分)	2/26引落(1月分)	3/26引落(2月分)	4/26引落(3月分)	5/26引落(4月分)	6/26引落(5月分)	7/26引落(6月分)	8/26引落(7月分)	9/26引落(8月分)	10/26引落(9月分)	11/26引落(10月分)	12/26引落(11月分)	合計額
当年【N年】	掛金額				10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	120,000円
	納付済	10,000円	10,000円	10,000円										

	引落日	1/26引落(前年12月分)	2/26引落(1月分)	3/26引落(2月分)	4/26引落(3月分)	5/26引落(4月分)	6/26引落(5月分)	7/26引落(6月分)	8/26引落(7月分)	9/26引落(8月分)	10/26引落(9月分)	11/26引落(10月分)	12/26引落(11月分)	合計額
翌年【N+1年】	掛金額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	120,000円

↓

	引落日	1/26引落(前年12月分)	2/26引落(1月分)	3/26引落(2月分)	4/26引落(3月分)	5/26引落(4月分)	6/26引落(5月分)	7/26引落(6月分)	8/26引落(7月分)	9/26引落(8月分)	10/26引落(9月分)	11/26引落(10月分)	12/26引落(11月分)	合計額
当年【N年】	掛金額				10,000円	10,000円	0円	0円	40,000円	0円	0円	0円	40,000円	130,000円
	納付済	10,000円	10,000円	10,000円										

	引落日	1/26引落(前年12月分)	2/26引落(1月分)	3/26引落(2月分)	4/26引落(3月分)	5/26引落(4月分)	6/26引落(5月分)	7/26引落(6月分)	8/26引落(7月分)	9/26引落(8月分)	10/26引落(9月分)	11/26引落(10月分)	12/26引落(11月分)	合計額
翌年【N+1年】	掛金額	0円	0円	0円	40,000円	0円	0円	0円	40,000円	0円	0円	0円	40,000円	120,000円

②翌年になってN+1年4月に、N+1年6月26日引落(5月分)分からの掛金額について掛金額変更を申し出る。

	引落日	1/26引落(前年12月分)	2/26引落(1月分)	3/26引落(2月分)	4/26引落(3月分)	5/26引落(4月分)	6/26引落(5月分)	7/26引落(6月分)	8/26引落(7月分)	9/26引落(8月分)	10/26引落(9月分)	11/26引落(10月分)	12/26引落(11月分)	合計額
当年【N+1年】	掛金額				40,000円	0円	25,000円	0円	25,000円	0円	25,000円	0円	25,000円	140,000円
	納付済	0円	0円	0円										

・当年 (N-1年12月～N年11月) 期間中の掛金額変更：あり
・翌年 (N年12月～N+1年11月) 期間中の掛金額変更：可能

当年 (N-1年12月～N年11月) に1回掛金額変更を行っています。翌年 (N年12月～N+1年11月) にまた掛金額変更を行うことができます。

【K-030号】加入者月別掛金額登録・変更届 記入要領

(例2)当年中に、翌年の掛金額について掛金額変更を行い、翌年にまた掛金額変更を行うパターン

①N年4月に、N+1年6月26日引落分(5月分)からの掛金額について掛金額変更を行った。

当年【N年】	引落日	1/26引落(前年12月分)	2/26引落(1月分)	3/26引落(2月分)	4/26引落(3月分)	5/26引落(4月分)	6/26引落(5月分)	7/26引落(6月分)	8/26引落(7月分)	9/26引落(8月分)	10/26引落(9月分)	11/26引落(10月分)	12/26引落(11月分)	合計額
	掛金額				40,000円	0円	0円	0円	40,000円	0円	0円	0円	40,000円	120,000円
	納付済	0円	0円	0円										

翌年【N+1年】	引落日	1/26引落(前年12月分)	2/26引落(1月分)	3/26引落(2月分)	4/26引落(3月分)	5/26引落(4月分)	6/26引落(5月分)	7/26引落(6月分)	8/26引落(7月分)	9/26引落(8月分)	10/26引落(9月分)	11/26引落(10月分)	12/26引落(11月分)	合計額
	掛金額	0円	0円	0円	40,000円	0円	0円	0円	40,000円	0円	0円	0円	40,000円	120,000円

↓

当年【N年】	引落日	1/26引落(前年12月分)	2/26引落(1月分)	3/26引落(2月分)	4/26引落(3月分)	5/26引落(4月分)	6/26引落(5月分)	7/26引落(6月分)	8/26引落(7月分)	9/26引落(8月分)	10/26引落(9月分)	11/26引落(10月分)	12/26引落(11月分)	合計額
	掛金額				40,000円	0円	0円	0円	40,000円	0円	0円	0円	40,000円	120,000円
	納付済	0円	0円	0円										

翌年【N+1年】	引落日	1/26引落(前年12月分)	2/26引落(1月分)	3/26引落(2月分)	4/26引落(3月分)	5/26引落(4月分)	6/26引落(5月分)	7/26引落(6月分)	8/26引落(7月分)	9/26引落(8月分)	10/26引落(9月分)	11/26引落(10月分)	12/26引落(11月分)	合計額
	掛金額	0円	0円	0円	0円	0円	60,000円	0円	0円	0円	0円	0円	60,000円	120,000円

②翌年になってN+1年4月に、N+1年6月26日引落(5月分)分からの掛金額について掛金額変更を申し出る。

当年【N+1年】	引落日	1/26引落(前年12月分)	2/26引落(1月分)	3/26引落(2月分)	4/26引落(3月分)	5/26引落(4月分)	6/26引落(5月分)	7/26引落(6月分)	8/26引落(7月分)	9/26引落(8月分)	10/26引落(9月分)	11/26引落(10月分)	12/26引落(11月分)	合計額
	掛金額				0円	0円	60,000円	0円	0円	0円	0円	0円	60,000円	120,000円
	納付済	0円	0円	0円										

↓

当年【N+1年】	引落日	1/26引落(前年12月分)	2/26引落(1月分)	3/26引落(2月分)	4/26引落(3月分)	5/26引落(4月分)	6/26引落(5月分)	7/26引落(6月分)	8/26引落(7月分)	9/26引落(8月分)	10/26引落(9月分)	11/26引落(10月分)	12/26引落(11月分)	合計額
	掛金額				0円	0円	70,000円	0円	0円	0円	0円	0円	100,000円	170,000円
	納付済	0円	0円	0円										

・当年（N-1年12月～N年11月）期間中の掛金額変更：あり
・翌年（N年12月～N+1年11月）期間中の掛金額変更：可能

当年（N-1年12月～N年11月）に1回掛金額変更を行っています。翌年（N年12月～N+1年11月）にまた掛金額変更を行うことができます。

【K-030号】加入者月別掛金額登録・変更届 記入要領

加入申出時に、当年と翌年で掛金額が異なっている場合の例について、以下に示します。

・当年と翌年で掛金額が異なっている場合でも、当年中に当年分の掛金額及び翌年の掛金額について掛金額変更を行うことができます。
・当年と翌年で掛金額が異なっている場合、当年中に翌年の掛金額について持金額変更を行い、翌年に改めて掛金額変更を行うことができます。

(例3)加入申出時に、当年と翌年で掛金額が異なっている状態で、当年中に翌年の掛金額を変更するパターン

①N年4月に加入申出を行った。N年とN+1年で掛金額が異なっている月がある。

加入申出

	引落日	1/26引落(前年12月分)	2/26引落(1月分)	3/26引落(2月分)	4/26引落(3月分)	5/26引落(4月分)	6/26引落(5月分)	7/26引落(6月分)	8/26引落(7月分)	9/26引落(8月分)	10/26引落(9月分)	11/26引落(10月分)	12/26引落(11月分)	合計額
当年【N年】	掛金額					0円	60,000円	0円	0円	0円	0円	0円	60,000円	120,000円
	納付済													

	引落日	1/26引落(前年12月分)	2/26引落(1月分)	3/26引落(2月分)	4/26引落(3月分)	5/26引落(4月分)	6/26引落(5月分)	7/26引落(6月分)	8/26引落(7月分)	9/26引落(8月分)	10/26引落(9月分)	11/26引落(10月分)	12/26引落(11月分)	合計額
翌年【N+1年】	掛金額	0円	0円	0円	0円	0円	200,000円	0円	0円	0円	0円	0円	200,000円	400,000円

②N年6月にN+1年8月26日引落分(7月分)からの金額について掛金額変更を申し出る

	引落日	1/26引落(前年12月分)	2/26引落(1月分)	3/26引落(2月分)	4/26引落(3月分)	5/26引落(4月分)	6/26引落(5月分)	7/26引落(6月分)	8/26引落(7月分)	9/26引落(8月分)	10/26引落(9月分)	11/26引落(10月分)	12/26引落(11月分)	合計額
当年【N年】	掛金額						60,000円	0円	0円	0円	0円	0円	60,000円	120,000円
	納付済					0円								

	引落日	1/26引落(前年12月分)	2/26引落(1月分)	3/26引落(2月分)	4/26引落(3月分)	5/26引落(4月分)	6/26引落(5月分)	7/26引落(6月分)	8/26引落(7月分)	9/26引落(8月分)	10/26引落(9月分)	11/26引落(10月分)	12/26引落(11月分)	合計額
翌年【N+1年】	掛金額	0円	0円	0円	0円	0円	200,000円	0円	20,000円	0円	20,000円	0円	20,000円	260,000円

当年と翌年で掛金額が異なっていても、当年に翌年の掛金額について掛金額変更を行うことができます。
尚、翌年になって改めて掛金額変更を行うことができます。